

令和5年度犯罪被害者等支援施策協議会

委員からの主な意見

1 開催日時

令和5年12月19日（火） 14:00～16:00

2 開催場所

奈良県人権センター 中研修室

3 出席者

委員：北條会長、今井委員、児島委員、島本委員、高橋委員、福井委員

事務局：田中人権施策課長、西村人権施策課主幹、武嶋警察本部犯罪被害者支援室室長補佐

関係課：桑畑青少年・社会活動推進課主任主査、南女性活躍推進課課長補佐、松岡疾病対策課主任主査、織田雇用政策課課長補佐、西村外国人・人材活用推進室室長補佐、堀川住まいまちづくり課課長補佐、竹田人権・地域教育課課長補佐、新子健康・安全教育課長、坂口教職員課係長、湊教育研究所教育支援部長

4 議題

- (1) 「奈良県犯罪被害者等支援計画」における施策の推進について
- (2) 奈良県人権施策協議会「犯罪被害者等の人権」部会について
- (3) その他

5 委員からの主な意見

・近年、性の多様性が広まり、性のアイデンティティのあり方を広く表現するようになった。戸籍の変更要件に関する憲法判断が変更されたことが注目されたり、明らかな男性が「心は女性」として女湯に入り逮捕された事案が発生したりと、世の中でも様々な動きがある。性被害、性犯罪被害者を支援する上では、このような性の多様性を一般社会が理解し、許容し、法の改正が行われ体制が整い、社会生活の常識となって初めて支援体制が整うのではないか。体制が整うまでには相当の時間が必要と思われる。

・刑法の改正により加害者の厳罰化が進んでいることは犯罪の予防、抑止に繋がることと思われる。しかし例えば、「性交同意」年齢が13歳から16歳に引き上げられたが、13歳以上16歳未満の子に対しては、同意の有無にかかわらず処罰されるも、年齢差が5歳以内であれば、同意があれば犯罪にならないとされており、性交同意のあり方をどう考えどう教えていくのか、ハードルは非常に高い。文科省の指導要領にそもそも問題があり、中学校までは「性交」を扱わないことになっている。性交に関する正しい情報を「知っている」と「知らない」とで人生に大きな影響を及ぼすことを考えれば、性教育のあり方を、国をあげて早く見直すべきである。

・最近、芸能界において長年見逃されていた未成年男性への性加害が明るみに出たが、被害者の方々は共通して相談窓口が全く分からなかったと訴えていた。本協議会においても、被害者や、その御家族、御遺族も同様に「相談窓口」がもっと早く分かっていたら事後の対応が少しでも早く着手できたのではないかという発言が繰り返された。支援には多職種連携が必須であり、それぞれ専門機関が各々の相談窓口を開設して支援に対してご尽力されているが、被害者の立場になると「相談窓口」が非常に分かりづらい。被害者支援の窓口を一本化し、そこでコーディネ

ネーターが次に繋げていくべき専門機関に誘導していくと支援の着手が早くできるのではないかと考える。

・文部科学省の通知を受け、健康・安全教育課は保健指導の実施や女性の月経関連の周知をされたとのことである。教育現場と医療現場では異なる分野かもしれないが、伝えるだけではなく、連携して、この先一緒に何かをしていただければと思う。「リプロダクティブヘルスアンドライツ」との考え方がある。性教育と言うと限定した話になってしまうが、自分が次の世代を生むという事にどう向き合うかということは、人との繋がり、どう生きるかにつながる話なので、性交しているかどうかで囲むのではなく、大きな範囲で見進めて欲しい。奈良で思春期外来ができたというのは大きなこと。是非これをきっかけに、繋がり、連携ができて、さらに被害者を生まないための様々な基本的な教育を進めていただきたい。

・性被害の中で、子どもたちの児童ポルノの被害が多く、そのほとんどの被害者が自撮りの写真を送って被害に遭っているという実態がある。SNSで知り合った人の口車に乗せられて、無防備に写真を送ってしまって、あとで大変な被害に遭っている。このことに対する啓発活動が必要。学校の先生方がしてもいいが、警察の方や、女性活躍推進課が講習に行く機会に盛り込んでいただけたらと思う。

・配布資料に記載の「奈良県犯罪被害者等支援計画」の実績報告では、支援件数は分かるが、対象の被害者が何人いるのかが分からない。自分で回復できる人、できない人、支援を受けたい人、そうでない人がいるのは承知しているが、被害者が何人いて、身体暴力、性被害、交通事故等の内訳がどうなっているのか、それらの方のうち何割に情報提供ができたかについて、数の検証をしてから、何が足りないのか、何ができているのか検討すると、次の施策に繋がると思う。

・警察本部犯罪被害者支援室による、被害者等への経済的負担の拡充ということで、カウンセリング費用、入院、投薬の期間を延長するのは良い施策だと思う。10年20年経っても被害に遭ったときのことを生々しく語られて、周りのだれにも言えない状況になっているような方もいる。少しでも費用的な負担の期間が長いと、生活の安定や立ち直る機会が早くなる可能性があり、ありがたい。

・県営住宅でDV被害者の受け入れをされていると報告があった。実績報告によるとそれほど利用されていないようであるが、このような数が用意されていることを初めて知った。被害に遭われた方が避難したり、逃げたりして住む場所がないという不安を少しでも解消できるのであれば、利用してほしい。

・青少年のインターネットリテラシー向上事業において、大学生ボランティアが啓発活動を行っているのは良い活動だと思った。子どもたちにとっても、警察官や役所の大人の方と言われるより、お兄さんのお姉さんからの言葉の方が親しみをもって受け入れやすい。大学生にとってのやりがいにもなるし、子どもたちにも浸透する。今後の社会で犯罪が起りにくくなるのではないかと思う。

・市町村の窓口との関係について、県も市町村の方も定期的に異動されるので、年度が変わればせっかく築き上げた関係が終わってしまうケースが多い。異動したばかりで何をどうすれば良いのか分からないという職員もいる。そういった状態で継続した充実した支援ができるのかという疑問がある。課題は継続して把握していかなければならない。そのためには市町村で統一したマニュアルが必要だと思っている。

・最近の特異な傾向として、SNSがツールとなった被害が増えている。中学生、高校生でSNSをきっかけとして知り合って被害に遭う。教職員への研修が行われているとのことであるが、生徒に対して具体的な指導は行っているのか。SNSが犯罪の最初のツールになっていることに対する対策を取って欲しい。

・NARAハートについて、県の相談員と民間委託業者によって1年365日相談対応されているとのこと。NARAハートでの引継ぎ、相談員の教養、力量アップはどのようにされているのか。

・被害者支援のコーディネート機関の設立について、これは正に被害者支援全体に関わる話になると思っている。被害者支援には市町村を含め様々な人が関わるが、被害者は一人であるため、コーディネート機関が必要であると思う。また、支援の質の検証については、対応の振り返りというより、次はどうすれば改善できるかを考えていくことが、県民への対応として必要なことである。被害者を支援するのは誰がということではなく、県全体として支援することであるので、コーディネートと検証をしていただけたらと思う。

・犯罪被害、特に交通事故被害について、まだまだ他人ごとと扱われることが多い。国民、県民、市町村民に犯罪被害がどういうことなのか、人権とはどういうものなのか知って欲しくて、「生命のメッセージ展」を広めているところ。地域でどう取り組むかについて大宇陀上龍門地域で先生方、市の人権施策課、地域の自治会長が一緒になって「生命のメッセージ展」を開催された。その様子を地元のメディアが取材をし、8分ほどにまとめられた動画がYouTubeにある。その他の地域でも開催されている。地域で取り組むことで、近隣の幼稚園、小中学校、保護者、住民が見に来る。そこで学んだことを、子どもたちはしっかりハートに受け止めて育てていく。地域でどう育てていくかが課題である。私たちは被害者遺族であるが、私たちから地域、国と一緒に、意識を変えていくということ、動画を見て知っていただきたい。

以上